

一般社団法人日本脊髄外科学会 代議員選出規則改定のお知らせ

一般社団法人日本脊髄外科学会では、代議員が法令上の社員となり、社員総会の構成員として社員総会での議決権を有し、当学会会員の代表として活動します。その選出は、理事会から独立して行われます。

2018年10月10日・11日に行われた代議員選出委員会と理事会で選出規則の第3条・第4条が以下のように改訂されたので公示するとともに、代議員選出規則に基づき、選出された該当者に対し申請方法を別途通知します。

[代議員選出新規則はこちら](#)

《 改変部分抜粋 》

(代議員の資格)

第3条 代議員は次のいずれかの条件を具備していることを要する。

立候補時に下記のいずれかを満たす65歳未満の者

- ① 学会の指導医である者
- ② 基幹施設長であり、且つ認定医である者
- ③ 代議員選出委員会で選ばれた認定医

(代議員選出審査の通知)

第4条 代議員選出委員会において代議員選出の審査をしようとするときは、理事長は、次の事項を対象者に通知しなければならない。

- (1) 代議員の資格条件
- (2) 代議員になろうとする者が提出する審査申請書の交付方法
- (3) 審査申請書の受理締め切り期日

以上

日本脊髄外科学会
理事長 金 彪
代議員選出委員会委員長 大畑建治